

告 示

埼玉県告示第四百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目三十七番の一部、三十八番の一部、三十九番の一部、四十番の一部、四十一番一の一部、四十一番二の一部、四十二番の一部、四十三番一の一部、四十三番二の一部、四十三番三の一部、五十四番の一部、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十三番の一部、六十四番の一部、六十五番の一部、六十六番の一部、六十七番の一部、六十八番の一部、六十九番の一部、七十番の一部、百二十六番の一部、百二十七番の一部、百二十八番の一部、百五十番二の一部、百五十一番一、百五十一番二、百五十二番の一部、百五十三番の一部、四百十九番の一部、四百二十番の一部、四百二十一番の一部、四百二十三番一の一部、四百二十四番一の一部、四百二十五番一の一部、四百二十六番一の一部、四百五十番の一部、四百五十一番の一部、四百五十二番の一部、四百五十三番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

